

令和5年第6回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和 5 年 第 6 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 資 料 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第100号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	1
議第101号	荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
議第102号	荒尾市ふれあい福祉センター条例の一部改正について	14
議第103号	荒尾市潮湯条例の一部改正について	15
議第104号	荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について	16
議第105号	字の区域及び名称の変更について	17
議第106号	市道路線の廃止及び認定について	18
議第107号	指定管理者の指定期間の変更について (荒尾総合文化センター)	21
議第108号	指定管理者の指定について (万田坑関連施設)	22
議第109号	指定管理者の指定について (荒尾市地域産業交流支援館)	23
議第110号	指定管理者の指定について (福祉関連施設)	24
議第111号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算 (第7号)	25
議第112号	令和5年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	28
議第113号	令和5年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	29
議第114号	令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	30
議第115号	令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)	31

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について（概要）

特別職の期末手当の改定 【令和5年12月期から改定】

＜市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員＞

年間3.30月分 → **3.40月分（0.1月分引上げ）**

特別職	現行	改定後	
	令和5年度	令和5年度	令和6年度以降
6月 期末手当	1.65月	1.65月	1.70月
12月 期末手当	1.65月	1.75月	1.70月
年間合計	3.30月	3.40月	3.40月

※令和5年12月の増額分は、条例改正後に支給

【改正条例一覧】

荒尾市長等の給与等に関する条例

荒尾市企業管理者の給与等に関する条例

荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)	現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	
<p>第2条 (令和6年4月1日施行)</p> <p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

＜荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第3条（公布の日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第4条（令和6年4月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正 >

第5条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第6条 (令和6年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の120」とあり、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の120」とあり、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第8条 (令和6年4月1日施行)

現	行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とし、「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について（概要）

一般職の給与改定

月例給【令和5年4月から遡及適用】

給料表を1,000円～12,000円引上げ

期末・勤勉手当の改定・・・支給割合の引上げ【令和5年12月期から改定】

一般職員…年間4.40月分 → 4.50月分（0.10月分引上げ）

定年前再任用短時間勤務職員

…年間2.30月分 → 2.35月分（0.05月分引上げ）

会計年度任用職員（期末手当のみ）

…年間2.40月分 → 2.45月分（0.05月分引上げ）

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和5年度	令和5年度	令和6年度以降
6月 期末手当	1.20月〔1.00月〕	1.20月〔1.00月〕	1.225月〔1.025月〕
勤勉手当	1.00月〔1.20月〕	1.00月〔1.20月〕	1.025月〔1.225月〕
12月 期末手当	1.20月〔1.00月〕	1.25月〔1.05月〕	1.225月〔1.025月〕
勤勉手当	1.00月〔1.20月〕	1.05月〔1.25月〕	1.025月〔1.225月〕
年間合計	4.40月〔4.40月〕	4.50月〔4.50月〕	4.50月〔4.50月〕

定年前再任用 短時間勤務職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和5年度	令和5年度	令和6年度以降
6月 期末手当	0.675月〔0.575月〕	0.675月〔0.575月〕	0.6875月〔0.5875月〕
勤勉手当	0.475月〔0.575月〕	0.475月〔0.575月〕	0.4875月〔0.5875月〕
12月 期末手当	0.675月〔0.575月〕	0.70月〔0.60月〕	0.6875月〔0.5875月〕
勤勉手当	0.475月〔0.575月〕	0.50月〔0.60月〕	0.4875月〔0.5875月〕
年間合計	2.30月〔2.30月〕	2.35月〔2.35月〕	2.35月〔2.35月〕

会計年度任用職員	現行	改定後	
	令和5年度	令和5年度	令和6年度以降
6月 期末手当	1.20月	1.20月	1.225月
12月 期末手当	1.20月	1.25月	1.225月
年間合計	2.40月	2.45月	2.45月

※一般職の増額分は、条例改正後に支給

※会計年度任用職員の月例給については、令和6年1月から適用

【改正条例一覧】

荒尾市職員の給与に関する条例

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後	
<p>(期末手当) 第16条の5 略</p>	<p>(期末手当) 第16条の5 略</p>	<p>2</p>	<p>期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)、12月に支給する場合には100分の125(特定幹部職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2</p>	<p>期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)、12月に支給する場合には100分の125(特定幹部職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>	<p>3</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p>	<p>3</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>	<p>4</p>	<p>勤勉手当</p>	<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p>	<p>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>	<p>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在</p>

現 行	改 正 後
<p>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>	<p>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～6 略</p>
<p><u>別表第1(第3条関係)</u> <u>行政職給料表(1)</u> 略</p>	<p><u>別表第1(第3条関係)</u> <u>行政職給料表(1)</u> 略</p>

第2条 (令和6年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の5 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>100分の100</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の5 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5(職務の級が7級である職員(第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の102.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>

＜荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正＞

第3条 (令和6年1月1日施行)

現 行		改 正 後	
別表第1 (第4条関係)			
職種	月額	職種	月額
行政事務職	給料表に定める1級における最高の号給の給料月額である <u>247,600円</u>	行政事務職	給料表に定める1級における最高の号給の給料月額である <u>249,400円</u>
保健師、助産師、看護師その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>304,200円</u>	保健師、助産師、看護師その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>305,200円</u>
保育士、社会福祉士その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>304,200円</u>	保育士、社会福祉士その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>305,200円</u>
上記以外で規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>304,200円</u>	上記以外で規則で定める職	給料表に定める2級における最高の号給の給料月額である <u>305,200円</u>

＜荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正＞

第4条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区	第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、 <u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任

現 行	改 正 後
<p>分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

第5条 (令和6年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、<u>6月に支給する場合</u> には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和6年1月1日から、第2条及び第5条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。) の規定は、令和5年4月1日から

適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

荒尾市ふれあい福祉センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>福祉給食事業に関すること。</u> <u>(3)～(5) 略</u></p>	<p>(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 削る。 <u>(2)～(4) 略</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市潮湯条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(休館日) 第5条 潮湯の休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u> 2 略</p>	<p>(休館日) 第5条 潮湯の休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 削る。 (2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> 2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 分べん料(帝王切開の場合を含む。) ア 診療時間内 1件につき <u>150,000円</u> イ 診療時間外又は休診日 1件につき <u>160,000円</u> ウ 多胎 2児目から 5割加算 1児につき</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 分べん料(帝王切開の場合を含む。) ア 診療時間内 1件につき <u>200,000円</u> イ 診療時間外又は休診日 1件につき <u>210,000円</u> ウ 多胎 2児目から 5割加算 1児につき</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る分べん料について適用し、同日前のお産に係る分べん料については、なお従前の例による。

字の区域及び名称の変更について

1 概要

(1) 目的

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業の施行に伴い字の区域を変更し、南新地土地区画整理事業地の町名を「海陽町」とするものである。

(2) 町名

令和3年7月の南新地地区新町名選定委員会で候補として決定した「海陽町」とする。なお、町名については、令和2年12月から令和3年1月までに公募し、応募があったものの中から同委員会において選定したものである。（応募総数217名、439作品）

(3) 区域

幹線道路により事業地を3つに区分し、北側の区域から順に海陽町一丁目、二丁目、三丁目とする。

■変更前



■変更後



2 変更の効力の発生日

換地処分公告日の翌日から（令和8年3月末予定）

市道路線の廃止及び認定について

1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 1 路線
 認定する市道路線 1 路線

2 認定の状況

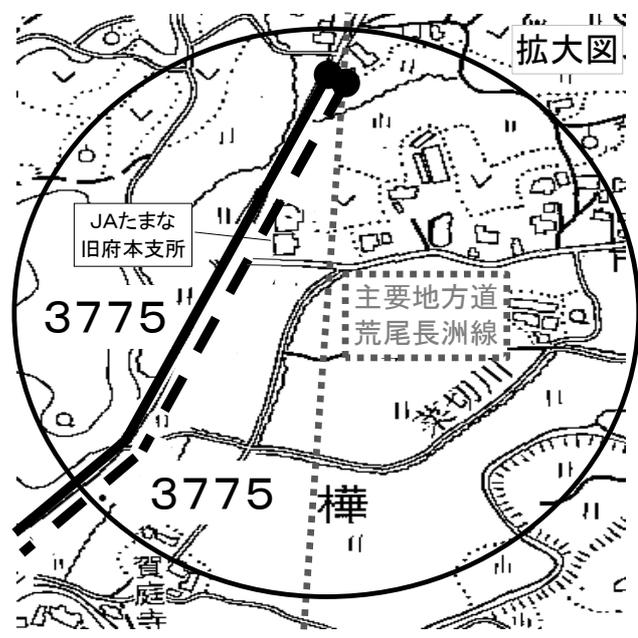
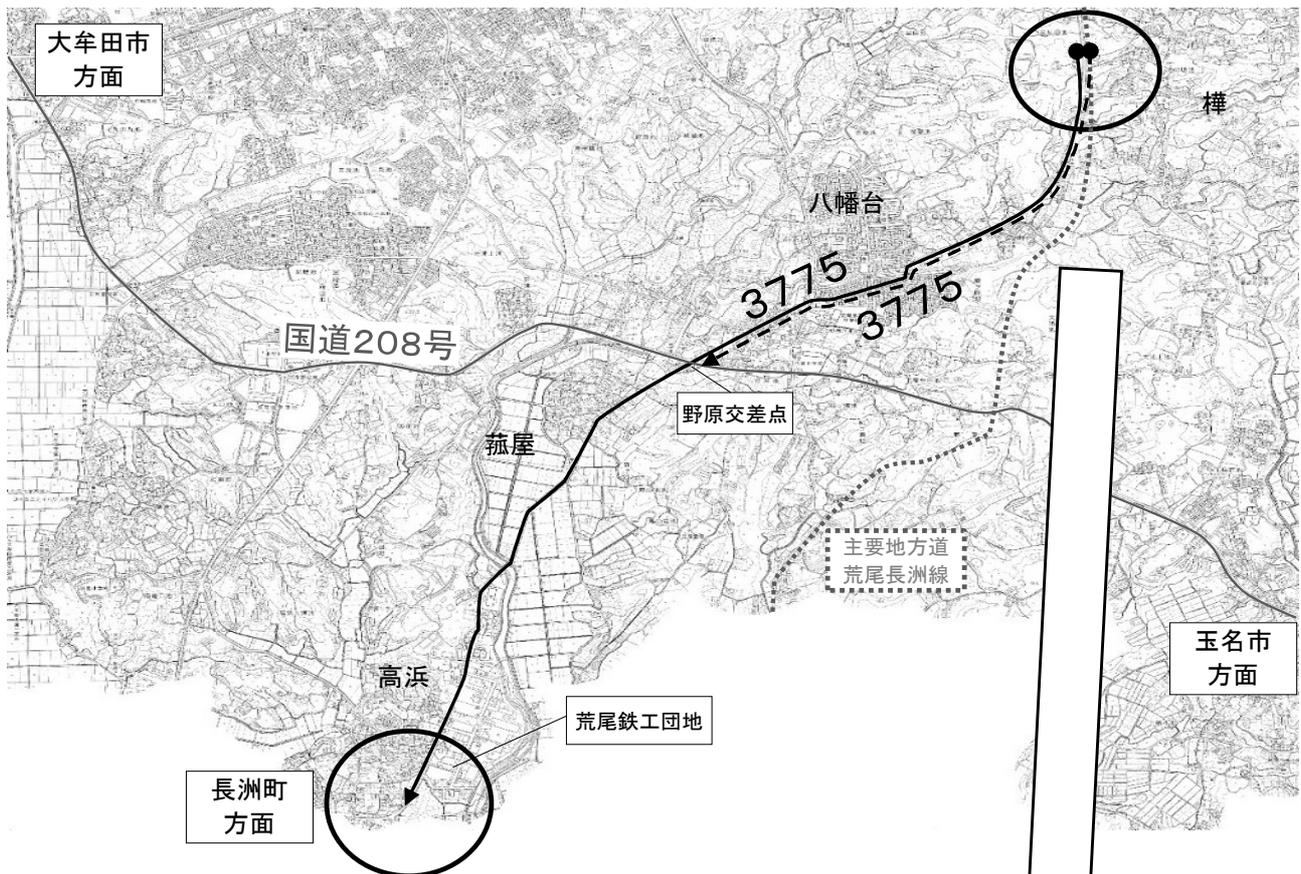
	令和5年7月6日現在	今回の廃止分	今回の認定分
総延長 (m)	298,469.80	2,112.3	4,821.2
実延長 (m)	288,867.40	2,112.3	4,779.2
舗装済延長 (m)	287,998.00	2,112.3	4,779.2
舗装率 (%)	99.7	100.0	100.0

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
3775	かぼたかはま 樺高浜線	荒尾市樺780番 2地先	荒尾市野原115 番1地先	なし	2,112.3

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
3775	かぼたかはま 樺高浜線	荒尾市樺780番 2地先	荒尾市高浜65番 地先	なし	4,821.2



廃止する路線番号=3775 路線名=樺高浜線 L=2112.3m

認定する路線番号=3775 路線名=樺高浜線 L=4821.2m

指定管理者の指定期間の変更について（概要）

1 指定期間の変更理由

令和6年度に実施する荒尾総合文化センター大ホールの大規模改修工事に伴い、現在の指定管理者の指定期間を1年間延長するものである。

2 指定期間を変更する公の施設の名称

荒尾総合文化センター

3 現在の指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 中央設備 ステージ・ラボ共同体

代 表 者 中央設備工業株式会社 代表取締役 棚橋 史雄

所 在 地 荒尾市一部2157番地4

4 指定期間の変更内容

変 更 前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

変 更 後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

「三池炭鉱旧万田坑施設」、「万田坑ステーション」及び「荒尾市万田炭鉱館」
 指定管理者の指定に係る資料
 (指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)

- 1 選定団体の名称、代表者及び所在地
 名 称 一般社団法人荒尾市観光協会
 代 表 者 会長 山代 秀徳
 所 在 地 荒尾市原万田169番地22

2 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	一般社団法人 荒尾市観光協会	A
三池炭鉱旧 万田坑施設	(1) 平等利用 (適・不適)	適	適
	(2) 効用発揮 (275点)	188.0	186.0
	(3) 安定管理 (200点)	143.0	123.0
万田坑ステ ーション	(4) 経費縮減 (25点)	25.0	24.5
	提案価格 (5年間)	173,873,700円	174,900,000円
荒尾市万田 炭鉱館	得点合計 (500点)	356.0	333.5
	得点順位	1	2

※最低基準 満点の6割 (300点)

- 3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由
 一般社団法人荒尾市観光協会については、管理運営体制、財源確保の確実性等を評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

4 指定管理候補者となる団体の主な事業内容

設 立	平成23年4月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 観光宣伝及び観光客の誘致 観光に関する調査研究並びに情報の収集及び提供 観光物産施設等の運営 など
指定管理者 の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 三池炭鉱旧万田坑施設及び万田坑ステーション (荒尾市) 平成23年度から平成25年度まで、平成26年度から平成30年度まで及び令和元年度から令和5年度までの3期 荒尾市万田炭鉱館 (荒尾市) 平成26年度から平成30年度まで及び令和元年度から令和5年度までの2期 など

5 施設管理及び運営の提案要旨 (事業計画書の要旨)

世界文化遺産である万田坑並びに資料の展示を行う万田坑ステーション及び万田炭鉱館を有効に連携活用して、荒尾市が歩んできたエネルギーの歴史と石炭文化を市内外に発信し、市民の誇りの醸成と市外からの交流人口の増加に努めることにより、観光客の誘致と物産販売による観光物産の振興を推進する。

「荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館」、「荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館」
及び「荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館」指定管理者の指定に係る資料
(指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 あんしん・九綜・ノア共同企業体
代 表 者 株式会社あんしんC o . , L t d .
代表取締役 與田 正昭
所 在 地 荒尾市大島町四丁目5番42号
構成企業 九州綜合サービス株式会社及び有限会社ノア企画

2 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	あんしん・九綜・ノア共同企業体
荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館	(1) 平等利用 (適・不適)	適
	(2) 効用発揮 (220点)	162
	(3) 安定管理 (100点)	68
荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館	(4) 経費縮減 (80点)	80
	提案価格 (5年間)	132,725,000円
荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館	得点合計 (400点)	310
	得点順位	1

※最低基準 満点の6割 (240点)

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

「あんしん・九綜・ノア共同企業体」については、これまで各支援館を管理してきた団体であるため、実績は十分であると評価できる。また、利用者数及び施設稼働率増加に向けた取組や3支援館の一括管理に関して、市民の利便性向上、コスト削減効果等が提案されており、想定を上回る効果が期待できることから、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

4 指定管理候補者となる代表企業の主な事業内容

設 立	平成8年6月5日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種警備業 ・公共施設の管理運営 ・庁舎受付案内及び代表電話交換 <p style="text-align: right;">など</p>
指定管理者の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾市中央公民館 (荒尾市) ・蛇ヶ谷公園 (玉名市) ・菊池溪谷ビジターセンター (菊池市) <p style="text-align: right;">など</p>

5 施設管理及び運営の提案要旨 (事業計画書の要旨)

地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりに資するという設置目的の達成に向け、構成企業3社により施設運営をソフトとハードの両輪でしっかりと支え合い、にぎわいと交流を創出する。

議第110号資料

「荒尾市総合福祉センター」、「荒尾市ふれあい福祉センター」及び「荒尾市潮湯」
 指定管理者の指定に係る資料
 （指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

- 1 選定団体の名称、代表者及び所在地
 名 称 社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会
 代 表 者 会長 丸山 秀人
 所 在 地 荒尾市下井手193番地1

2 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	社会福祉法人 荒尾市社会福祉協議会
荒尾市総合福祉センター	(1) 平等利用（適・不適）	適
	(2) 効用発揮（260点）	176
	(3) 安定管理（140点）	96
荒尾市ふれあい福祉センター	(4) 経費縮減（0点）	※非公募のため配点なし
荒尾市潮湯	提案価格（5年間）	118,955,000円
	得点合計（400点）	272
	得点順位	1

※最低基準 満点の6割（240点）

- 3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由
 社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会については、過去における管理運営の実績のほか、社会福祉法人の性格上安定した運営が期待できることなどを高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

4 指定管理候補者となる団体の主な事業内容

設 立	昭和43年4月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、調整、助成等 ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため必要な事業 <p style="text-align: right;">など</p>

5 施設管理及び運営の提案要旨（事業計画書の要旨）

- (1) 荒尾市総合福祉センター
 社会福祉関係団体や地域活動実施団体などの福祉活動の場を提供し、利用者の福祉の増進と社会福祉活動の向上を図る。
- (2) 荒尾市ふれあい福祉センター
 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するとともに、関係機関との緊密な連携を図る。
- (3) 荒尾市潮湯
 入浴の場を提供し、施設の保守管理業務を行い安心して利用できる施設運営を図る。

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	税務総務費（税務課会計年度任用職員任用）	608				608	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 506 ・共済組合負担金 31 ・健康労働保険料 49 ・費用弁償 22
	2款計	608				608	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	32	79			△ 47	<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正等による ・国民健康保険特別会計繰出金 32 (財源) ・国庫負担金 53 ・県負担金 26
	介護保険特別会計繰出金	4,423				4,423	<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正等による ・介護保険特別会計繰出金 4,423
	住居確保給付金事業費	3,619				3,619	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫負担金の精算 ・返還金 3,619
	障害者福祉総務費	220	110			110	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修 ・障害者自立支援給付システム改修委託料 220 (財源) ・国庫補助金 110
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	20,579				20,579	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫負担金の精算 ・返還金 20,579
	自立支援医療費支給事業費	17,625				17,625	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫負担金の精算 ・返還金 17,625
	移動支援事業費	760	535		46	179	<input type="checkbox"/> 移動支援事業の利用増による ・事業運営委託料 760 (財源) ・移動支援事業利用料 46 ・国庫補助金 357 ・県補助金 178
	後期高齢者医療特別会計繰出金	468				468	<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 468
	障害児保育事業費	893				893	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 893
	特別保育事業費	7,738				7,738	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 7,738
	放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費	1,524	435			1,089	<input type="checkbox"/> 万田学童クラブ支援単位増設（令和6年4月～）に伴う空調設備の設置及び備品購入支援 ・工事請負費 978 ・放課後児童クラブ環境改善事業補助金 546 (財源) ・国庫補助金 333 ・県補助金 102
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）	3,279				3,279	<input type="checkbox"/> 令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,279

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	病児・病後児保育事業費	3,117				3,117	□令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,117
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費(ひとり親世帯)	4,781				4,781	□令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 4,781
	利用者支援事業費	319				319	□令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 319
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	983				983	□令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 983
	子ども医療費助成事業費	28,594	3,059			25,535	□子ども医療費助成件数等の増による ・扶助費 28,594 (財源) ・県補助金 3,059
	子ども医療費助成現物給付化経費	480				480	□子ども医療費助成件数等の増による ・手数料 480
	特定教育・保育施設型給付費	75,657				75,657	□令和4年度国県負担金の精算 ・返還金 75,657
	助産施設入所措置費	375				375	□令和4年度国県負担金の精算 ・返還金 375
	母子生活支援施設入所措置費	1,035				1,035	□令和4年度国県負担金の精算 ・返還金 1,035
	ひとり親家庭等支援事業費	730			675	55	□寄附金を活用した小学6年生及び中学3年生のひとり親家庭等の子どもへの学習支援(図書カード支給) ・記念品賞品 675 ・郵便料 55 (財源) ・児童福祉費寄附金 675
	生活保護費	12,854				12,854	□令和4年度国庫負担金の精算 ・返還金 12,854
	3款計	190,085	4,218		721	185,146	
4 衛生費	リサイクル事業費	616				616	□プラスチック製品リサイクルの開始に伴いリサイクルステーションに配備する分別ネットの購入 ・消耗品費 616
	4款計	616				616	
7 商工費	いきいき産業立地促進助成事業費	46,923				46,923	□荒尾市いきいき産業立地促進条例に基づく用地取得費及び投下固定資産取得費の補助 ・用地取得費補助金 36,470 ・投下固定資産取得費補助金 10,453
	7款計	46,923				46,923	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	道路新設改良事業費 (人件費)			△ 1,300		1,300	□起債対象事業の組替え (財源) ・ 海岸保全事業債 △1,300
	海岸メンテナンス事業費 (荒尾港海岸堤防)	43,500	20,000	23,300		200	□国の補正に伴う事業費の増及び起債対象事業の組替え ・ 普通旅費 36 ・ 消耗品費 1,770 ・ 燃料費 697 ・ 手数料 407 ・ 使用料 88 ・ 借上料 502 ・ 工事請負費 40,000 (財源) ・ 国庫補助金 20,000 ・ 海岸保全事業債 23,300
	公共下水道費	23,577				23,577	□雨水工事関係の事業追加等に伴う公営企業会計予算の補正による ・ 下水道事業会計支出金 23,577
	南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	521				521	□特別会計人件費補正による ・ 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 521
8 款計		67,598	20,000	22,000		25,598	
10 教 育 費	外国人児童対応事業費	1,031				1,031	□日本語指導が必要な外国人児童の増による ・ 日本語指導業務委託料 1,031
	図書館管理費	3,293				3,293	□電気料金の値上げ及び使用量の増による ・ 指定管理委託料 3,293
10 款計		4,324				4,324	
款 合 計		310,154	24,218	22,000	721	263,215	
各款職員等人件費		3,893	30		233	3,630	(財源) ・ 国庫補助金 70 ・ 県補助金 △177 ・ 県委託金 137 ・ 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 233
(うち会計年度任用職員)		(6,203)	(△27)			(6,230)	
補 正 額		314,047	24,248	22,000	954	266,845	一般財源 ・ 普通交付税 27,837 ・ 特別障害者手当等給付費国庫負担金(過年度) 186 ・ 相談支援給付費国庫負担金(過年度) 333 ・ 相談支援給付費県負担金(過年度) 166 ・ 財政調整基金繰入金 232,611 ・ 繰越金 21,403 ・ 臨時財政対策債 △15,691
補正前の額		26,098,396	7,357,501	498,200	1,487,944	16,754,751	
合 計		26,412,443	7,381,749	520,200	1,488,898	17,021,596	

令和5年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 国民健康保険税	一般被保険者国民健康 保険税	878,899	△ 107	878,792	産前産後期間の軽減措置に 伴う減額
	その他	32	0	32	
	計	878,931	△ 107	878,824	
6款 繰入金	一般会計繰入金	633,385	32	633,417	産前産後保険税繰入金新設 に伴う増額 107 職員手当等の変更に伴う減 額 △75
	その他	100,000	0	100,000	
	計	733,385	32	733,417	
7款 繰越金	その他の繰越金	3,075	1,593	4,668	令和4年度決算剰余金 (103,340千円のうち1,593 千円計上)
その他		5,749,976	0	5,749,976	
歳入合計		7,365,367	1,518	7,366,885	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	102,098	△ 75	102,023	職員手当等の変更に伴う減 額
	その他	15,969	0	15,969	
	計	118,067	△ 75	117,992	
7款 基金積立金	国保財政調整基金積立 金	1	6	7	令和4年度基金利子収入分
9款 諸支出金	償還金	3,084	1,587	4,671	精算に伴う令和3年度及び令 和4年度特別交付金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
	計	7,257	1,587	8,844	
その他		7,240,042	0	7,240,042	
歳出合計		7,365,367	1,518	7,366,885	

令和5年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	927,756	187	927,943	給与改定等に伴う増額
	その他	77,719	0	77,719	
	計	1,005,475	187	1,005,662	
4款 国庫支出金	介護保険事業費補助金	0	2,062	2,062	介護保険制度改正によるシステム改修に対する補助金
	地域支援事業交付金 (総合以外)	52,396	315	52,711	給与改定等に伴う増額
	その他	1,384,135	0	1,384,135	
	計	1,436,531	2,377	1,438,908	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,199	158	26,357	給与改定等に伴う増額
	その他	762,878	0	762,878	
	計	789,077	158	789,235	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	46,461	2,202	48,663	給与改定等に伴う増額
	事務費繰入金	64,618	2,063	66,681	介護保険制度改正によるシステム改修に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,199	158	26,357	給与改定等に伴う増額
	その他	855,848	0	855,848	
	計	993,126	4,423	997,549	
その他		1,617,364	0	1,617,364	
歳入合計		5,841,573	7,145	5,848,718	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	109,458	7,072	116,530	介護保険制度改正によるシステム改修に伴う増額 4,125 給与改定等に伴う増額 2,947
	その他	61,124	0	61,124	
	計	170,582	7,072	177,654	
5款 地域支援事業費	総合相談事業費	5,323	40	5,363	給与改定に伴う増額
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,354	33	2,387	給与改定に伴う増額
	その他	222,945	0	222,945	
	計	230,622	73	230,695	
その他		5,440,369	0	5,440,369	
歳出合計		5,841,573	7,145	5,848,718	

2号補正後の介護保険特別会計予算は5,875,534千円で、その内訳は、保険事業勘定5,841,573千円、介護サービス事業勘定33,961千円です。

今回の3号補正により、保険事業勘定を7,145千円増額しますので、3号補正後の介護保険特別会計予算は5,882,679千円となります。

令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	42,524	468	42,992	給与改定等に伴う増額
	その他	250,091	0	250,091	
	計	292,615	468	293,083	
6款 諸収入	雑入	7,067	151	7,218	給与改定等に伴う増額
	その他	25,849	0	25,849	
	計	32,916	151	33,067	
その他		630,576	0	630,576	
歳入合計		956,107	619	956,726	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	46,752	619	47,371	給与改定等に伴う増額
	その他	2,504	0	2,504	
	計	49,256	619	49,875	
その他		906,851	0	906,851	
歳出合計		956,107	619	956,726	

令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	148,843	521	149,364	給与改定等に伴う増額
その他		533,700	0	533,700	
歳入合計		682,543	521	683,064	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	101,703	521	102,224	給与改定等に伴う増額
その他		580,840	0	580,840	
歳出合計		682,543	521	683,064	